

文化審議会 第1期文化経済部会 アート振興ワーキンググループ 報告書

2022年3月29日

1. 本報告書について

本報告書は、文化審議会第1期文化経済部会アート振興ワーキンググループにおける議論を整理し、今後検討すべき政策課題をまとめたものである。本報告書の内容は、第1期文化経済部会及び文化審議会に報告され、文化庁の今後の文化経済領域の政策に活用されるものである。

本ワーキンググループは、令和4（2022）年度においても議論を継続していくこととなる。政策課題のうち、令和4（2022）年度から取り組むべき内容については、本ワーキンググループにおいて引き続き検討を進めていく。

2. 我が国におけるアート振興に関する状況

グローバル化やアジア圏域の経済成長に伴う目覚ましいアート界の拡充に伴い、我が国においても1980年代までとは異なる、新しい文化振興策が求められている。そこでは欧米に向けた発信のみではなく、自国の文化芸術に対する誇りを醸成し、アジア各地の美術館、芸術祭等といかに協働を図れるかという新しい世界との関係性の構築が急務である。

令和3（2021）年3月、文化審議会文化政策部会の下に設置された「アート市場活性化ワーキンググループ」がとりまとめた報告書「アート市場活性化を通じた文化と経済の好循環による「文化芸術立国」の実現に向けて」において、アート市場の活性化も含めた我が国におけるアートの振興を進める指針として、「美術的・学術的価値」、「社会的価値」、そして、「経済的価値」という3つの価値をバランスよく向上させることが必要であり、特に、「美術的・学術的価値」と「経済的価値（市場価格）」とは「車の両輪」のような関係性（但し、その評価のタイミングは必ずしも同時に連動しているとは限らない）である、という認識を持って、それぞれの価値の向上に取り組むべきことを提言した。

この提言を受け、上記3つの価値をバランスよく向上させていくための具体的な施策を検討するため、本ワーキンググループでは、以下の5つの要素に着目して議論を行った。

- ① 美術館／公的なアート支援機関の役割
- ② ナショナルコレクションの形成
- ③ 美術的・学術的価値を形成する批評の充実
- ④ アート・アーカイブ整備の重要性
- ⑤ アート振興を担う人材の育成／鑑賞教育の重要性

「美術的・学術的価値」の向上に向けた基盤を形成していく取り組みとして、平成 30（2018）年度から、文化庁アートプラットフォーム事業において、国内美術館所蔵品の横断検索システムの構築や過去の重要な文献の選定および英訳、国内外のキュレーターや研究者の“顔の見える関係づくり”などのインフラ整備が進められてきたところであるが、今年度、これらの取り組みを継承する組織として、独立行政法人国立美術館に「アート・コミュニケーションセンター（仮称）」の設置に係る予算措置が行われ、設立に向けた準備が具体的に進められており、同センターがこれまで我が国に欠けていた「アート振興の主体」の役割を果たすことで、我が国におけるアート振興の好循環が回り始めることが期待できる段階となった。

3. 美術館界全体の活性化と日本文化の国際発信に向けて

成熟段階に入った我が国においては、今後、「国民の生活をより楽しく豊かにする分野」や「経営的に立ち立つことは困難だが、それが在ることにより国民生活の質が向上していく分野」など、社会貢献に繋がる分野を支援・活発化し、そういった分野の雇用を創出していくことが重要となってきている。アート分野、そして、美術館界はまさにその筆頭格として、その在り方を大胆に転換していくことが求められている。

(1) 美術館のあるべき姿

我が国の美術館（原則として、20 世紀初頭以降の、作家が明確な（美術）作品を扱う、所謂近現代美術館を指す。以下、同じ。）は、これまで作品借用に依存した企画展に重点を置いて運営されてきたが、今後は、本来の美術館（Museum of Art）の使命に立ち返り、収集、保管・修復、調査研究、（これらの成果としての）展示を能動的に行い、そして、創り上げた展示を、国内外を問わず、できるだけ多くの人々に観てもらうための努力（教育普及・広報）をより積極的に行うことで、今、生きている人々の支持を得て、経営の健全化に取り組み、持続可能性を担保していく必要があると考えられる。

また、「ストック（蓄積）」が中心的な役割を果たすようになってきている経済状況において、美術品等の動産資産の有効活用が今後の我が国の持続可能性を確保していく上で重要となっている。これまでに美術館が中心となって蓄積してきた美術品等の芸術資産を「国富＝国民の資産」として認識し、長期的な展望の下で積極的に活用するとともに、次世代のための資産を増やしていくこと、つまり、美術館界がこれまでに築き上げてきたコレクションが「国富」である、という認識を新たにし、美術館界全体として積極的に活用するとともに、常にコレクションの質を高める活動を展開し、現在および将来世代の国民の資産の充実に貢献することで、国民の信頼を得て、美術館界全体の活性化につなげていくことが肝要である。

長い歴史と豊かな文化的伝統を持つとともに、新たな文化芸術を生み出し続けている我が国が今、取り組むべきことは、自国内の文化資産（有形の資産だけでなく無形の資産も含まれる）を正當に評価し、その価値を引き上げていく取り組みを積極的に行っていくことであり、その主要な担い手は美術館（美術館界）である。

(2)多様な芸術分野への活動の拡充

このような現状を受け、美術館はより積極的に我が国のアートの国際的・社会的評価の向上に取り組むとともに、今後は、従来の「美術」のみならず、これまで、「メディア芸術」という括りで国のクールジャパン政策の中核として振興されてきた映画やマンガ、アニメーション、ゲームといった領域を、その歴史も含めて扱うとともに、建築、写真、デザイン、ファッションといった国際的にも高く評価されている分野についての資料収集・保存も視野に入れる必要があるだろう。これらの多様な分野における、分析、批評、調査研究やアクセスが可能となるように、各分野を体系化したうえで作品・資料を収集していくことが重要である。それにより、現代の文化芸術領域を振興対象とすることができるため、我が国文化の魅力（ソフトパワー）を最大化することが可能となり、持続的な振興システムの形成につなげていくことができると考えられる。

「メディア芸術」に関しては、これまで「映画」を扱ってきた国立映画アーカイブにおいて、その対象領域をメディア芸術全般（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術）に拡げる可能性を検討したい。さらには、この国立映画アーカイブを含む国立美術館の運営母体、独立行政法人国立美術館の業務範囲を、順次、デザインや建築、ファッションといった関連領域に拡大していくことが重要である。

こうして多様な文化芸術分野にまたがる美術館活動においては、作品資料だけでなく、その作品を成立させる背景として調査・研究・参照に不可欠なアーカイブ資料も収集の対象とするべきである。

独立行政法人国立美術館は、近代以降の美術を出発点にして、現在に至る文化を構築してきた複数領域を横断的に取り扱う機関として、それぞれの分野が同時代的に相互に与えてきた影響を調査研究し、日本独自の文化基盤を研究対象として確立していくことが重要である。それによって、今後、我が国の幅広い文化芸術に係る情報を提供し、海外からのアクセスを容易にする役割を果たすなど、日本が生み出す文化芸術を戦略的に打ち出す際のベースセンターとしての役割が期待される。なかでも、新たに設置されるアート・コミュニケーションセンター（仮称）が、日本における芸術文化産業の成り立ちを総合的に体系化する場所として機能し、独立行政法人国立美術館全体が発展していくことを目指すべきである。

《検討すべき政策課題》

- 国立美術館の機能強化
- 美術館におけるコレクションの質向上に向けた取り組みの必要性
- 国立映画アーカイブの対象範囲のメディア芸術全般への拡大
- 建築、デザイン、ファッション等の分野への拡大
- アート・コミュニケーションセンター（仮称）における美術館振興機能

4. ナショナルコレクションの充実と批評及び鑑賞教育の充実について

「経済的価値」と「社会的価値」の向上に向けては、国内にアートの良き需要者・鑑賞者を育て、良質な作品が支持され、選ばれていくことで国内に蓄積され、資産化されていくという好循環を創り出していく必要がある。そのような状況を創出していくための前提・土台として必要なことは、日常的に良質の作品に触れられる場を提供するための美術館コレクションの充実と、それらを“いつでも見ることができる”環境（常設的展示）の充実、作品の価値評価を“言葉”で伝える批評及び研究の充実、評価を裏付けるアート・アーカイブの整備・充実、そして、それらに立脚した鑑賞教育の抜本的な充実である。

（1）優れたコレクションの形成

我が国の美術館は、国立、公立、民間立の美術館がそれぞれ固有の理由に基づいて成立してきた経緯があり、また、その政策・行政的な所管が長らく分裂（例えば、2001年1月～2018年9月時点では、博物館法の所管は文部科学省社会教育課、美術館・歴史博物館所管は文化庁文化財部美術学芸課、独立行政法人国立美術館所管は芸術文化課であった。なお、平成30（2018）年10月の文化庁組織改編の際に博物館法の所管は文化庁に移管され、この分裂状況は解消（文化庁所管に統一）された。）しているうえ、設置形態として、公立館が多いため、地方自治法の影響を大きく受けるとともに、それぞれの設置主体である地方公共団体の住民サービスの一環としての性格が強くなりがちであったと考えられる。それ故、それぞれの美術館の所蔵作品はそれぞれの美術館のものであり、その総体を「ナショナルコレクション」と捉え、その実態を把握、活用し、コレクション全体として価値を高めていく、という意識は極めて弱かったと考えられる。

また、このことは国立館にも当てはまる。現在の独立行政法人国立美術館（平成13（2001）年～）は、昭和27（1952）年に設置された国立近代美術館（現在の東京国立近代美術館）、松方コレクションの返還を受けるために設置された国立西洋美術館（昭和34（1959）年～）、国立近代美術館の分館として設置された京都国立近代美術館（昭和38（1963）年～）、1970年大阪万博のレガシーとして設置された国立国際美術館（昭和52（1977）年～）の4館を統合する形で成立した単体の法人であり、その後、平成19（2007）年に国立の美術展示施設として国立新美術館（THE NATIONAL ART CENTER, TOKYO（注：「MUSEUM」ではない。））を設置するとともに、東京国立近代美術館フィルムセンターが国立映画アーカイブ（平成30（2018）年～）、東京国立近代美術館工芸館が国立工芸館（令和2（2020）年～）となり、独立行政法人国立美術館の一機関として現在に至る。ただし、各館のコレクションに関しては、それぞれの事情で成立してきた収集方針に未だに沿っており、法人のコレクション総体として欠けているものが何であり、今後、全体としてどのように対応していくべきか、という戦略的な議論は行われてこなかった。

しかしながら、高度経済成長期を終えて成熟社会を迎え、また、少子高齢化と人口減少局面に入っている我が国において、これまでの文化的所産のストックを活用・運用によって、持続可能な経済社会を構築していく上で、代表的な動産資産である美術作品について、日本国内に所在する作品の総

体を「ナショナルコレクション」と捉え、その実態を把握して有効活用するとともに、未来に向かってその質を不断に向上させていくことが極めて重要な課題となってきている。

多くの公的な美術館が開館した1970年代～1990年代には、短期間でのコレクション構築において、歴史的な評価が定まった作家が優先される場合が多かったと考えられる。公的な美術館の購入作品の選定は、複数人による合議制が中心となっており、評価の定まらない作家の作品を一学芸員の慧眼で購入することは困難という構造もあったと想像される。評価が定まった作家の作品は、その時点で代表作は既に収集されてしまっており、日本の公的な美術館が購入できる作品は、高額な上に、当該作家の生涯の活動上、代表作とは呼べないようなものに限られていたという場合もあると考えられる。

我が国の美術館全体として、優れたコレクションを形成していくためには、国立美術館を筆頭に、各館ごとの地域性等を考慮した適切な役割分担の下、コレクション全体の歴史的な文脈を考慮しつつ、同時代収集を推進する必要がある。

特に、国立美術館における今後の収集活動においては、国内外の将来的に歴史に残ると思われる作品（「ミュージアムピースと見なされる優れた現代アート」、「新しい価値観を提示した作品」、「その作家の代表作」等）の同時代購入に取り組むことで「未来の古典となるコレクション」を目指していくべきである。

国際的な評価を受けている作家の作品については、各地の主要ギャラリー（画商）で取り扱われ、コレクターによる収集、米国モデルでは美術館への寄贈、美術館での大規模な展示、主要国際展での展示、有力オークションハウスでの取扱から、メガギャラリーへの移籍といった循環を経て、芸術的価値と経済的価値の双方が形成されていくというひとつの流れがある。そうした流れも注視しながら、適切なタイミングで購入が可能になる制度を検討することが求められる。

一方、国内作家については、メガギャラリーでの扱いの有無にかかわらず、日本国内・各地域の同時代の優れた作品を積極的に購入していくことが求められる。例えば、ヴェネチア・ビエンナーレ等に代表される主要国際展に出展した作家や、芸術選奨に選出された作家の作品などの購入を積極的に検討していくことが考えられる。国際展の出展作品は大型のインスタレーション、あるいは特定の場所に応答した作品も多いため、美術館での収蔵に適した形体を作家とも協議の上、前向きな検討が望まれる。

なお、独立行政法人国立美術館における同時代収集については、とりわけ現代アートのインスタレーションなどの大型作品購入に際する収蔵庫問題が発生するが、これまで述べて来た大局的かつ長期的な視点にたった文化振興政策を具現化するため、アート・コミュニケーションセンター（仮称）の設置と併行して、持続可能な収蔵庫の在り方を必須項目として検討すべきである。

その際、作品修復の体制整備についても併せて検討すべき課題であることに留意すべきである。

また、優れたコレクションを形成していくためには、これまでに収蔵されている作品のうち、“どの作品が第一級の作品なのか”ということを目視化し、国民の重要な資産として正当な取り扱いをしていくことも必要不可欠である。目視化のひとつの方法として、現代アートの特性に即した、新たな基準に基づく文

化財指定が考えられる。

(2) 民間コレクションの継承

美術館による同時代収集と並行して、優れたプライベート・コレクション（私）をパブリック・コレクション（公）へと継承することを促し、現在および将来の国民に良質な作品（資産＝国富）を残していくことにもこれまで以上に注力する必要がある。

日本の公的な美術館が同時代収集に取り組んだとしても、学芸員に予算執行の権限が与えられておらず、即断即決で作品を購入することは難しく、購入までにどうしても一定の時間が必要になる。そこで、重要な役割を果たすのが民間コレクター（民間美術館を含む）である。

コレクターが自らの目で選んで同時代収集をしたコレクションは、もちろん評価が定まっていないものも含まれるが、将来的に良質なコレクションになる（重要な作品が含まれ得る）可能性も持つものである。しかし、情熱を持って収集したコレクターが没した後は、遺族によって売却・分散される、あるいは海外に流出してしまう例も少なくない。

民間において保有されている優れた作品について、このような危機に対応するためには、優れた作品を特定・可視化し、価値の高い作品を国内にとどめる努力をするべきである。その結果が、民間におけるアートコレクションの質の向上にもつながる。可視化の手法としては、美術館収蔵作品と同様に、現代アートの特性に即した、新たな基準に基づく文化財指定がひとつの方法として考えられる。

同時に、コレクターやその遺族による美術館への積極的な寄贈を促進する環境づくりも急務である。現在は、美術館側に寄贈を受け入れる体制が明確化されていないことが多く、相談窓口もない（どこに相談すれば良いのか分からない）状況である。例えば、アメリカでは、美術館側に税制を専門に扱う弁護士が配置され、税務当局との恒常的な情報交換やコレクター側への情報共有などの体制が整っている。我が国においても、例えば独立行政法人国立美術館に新設されるアート・コミュニケーションセンター（仮称）のような機関に、そうした情報共有の場が整備されることが望ましい。

また、コレクターにとっては寄贈した際の税制上取り扱いについて、購入時の価格と寄贈時の時価に大きな乖離があった場合（寄贈時の方が高額だった場合）には、その差額（値上がり相当額）について、みなし譲渡所得として課税されるなど、寄附を躊躇する状況が存在していると言われている。このような税制上の課題を解消し、寄贈へのインセンティブを高めることが重要であるが、そのためには、信頼性の高い評価額（時価）を算定する仕組みが必要になる。

また、寄贈、あるいは購入であっても時価に比して低廉な価格での譲渡の場合には、既に諸外国の事例にあるように、コレクターに敬意を払って名前を残す（「〇〇コレクション」と名付けるなど）ことを積極的に行い、その美術館の収蔵品として今そこに在る一種の来歴として可視化していくことが重要である。

これらの課題を解決することができれば、結果として、海外では多く見られる、将来の寄贈を前提とした民間コレクターによる購入（「プロミス・ギフト」と呼ばれる。）など、美術館とコレクターとの密接な連

携による、美術館コレクションの充実につながることを期待できる。

加えて、優れたコレクションの形成に関して、今後議論していくべき課題として「deaccession（作品売却）」があるのではないかと、この問題提起がなされた。これは、特にアメリカでは、コレクション内で重複する作品などを売却することでより充実したコレクションを持つという積極的なポリシーとして活用されていることから、事実関係を確認・共有した上で冷静な議論が待たれるところである。

◀検討すべき政策課題▶

- 国立美術館を筆頭に国内美術館における同時代収集の推進
- 優れた作品を特定・可視化する仕組みづくり（現代アート版文化財指定など）
- 民間コレクターのコレクションを公的コレクションに継承していくための体制・仕組みづくり
- コレクターが寄贈する際の来歴に関する取り扱いや税制優遇措置の検討及び情報の共有
- コレクションを充実する手段としての「deaccession（作品売却）」に関する情報収集・検討

(3) 批評及び研究の抜本的充実について

ナショナルコレクションの充実や、鑑賞教育の充実、また、優れた日本の作家を世界に紹介していくためには、作品の意味や価値を明らかにする優れた批評（テキスト）が不可欠である。そのため、それらを新たに生み出す批評家や研究者、とりわけ、グローバルに活躍できる批評家を輩出するための環境を整え、優れた批評及び研究活動の活発化を図ることは必須である。

国際的に通用する批評は、作家が海外で活動し、グローバルな価値を高めていく上で欠かせないことは自明であるが、現在の日本においては、1980年代以降同時代の日本人作家に関して日本語で書かれた批評でさえ、圧倒的にその数が少ない状況にある。これは、批評の基盤となる美術雑誌、批評誌が1980年代以降減っていき、また、文芸誌や雑誌、新聞などの批評欄に掲載される批評の文字数も諸外国と比して圧倒的に少なく、批評家が批評を書く媒体がなくなってきていることに起因している。さらに、美術館におけるマスコミとの共催展に代表されるように、利益相反になり得る展覧会事業が少なくないため、批評そのものが育ちにくい環境が日本国内にあることもその一因であると考えられる。こうした状況下で、民間のみの努力で批評家の育成を行うことは困難を伴う。

作品や作家、展覧会の価値形成に、現代アートを専門とする研究者が果たす役割も無視することはできない。研究論文や研究書が作品や作家の美術的・学術的価値を高めることもあれば、研究成果に基づく展覧会が企画されて、作品や作家の文化的価値が向上することもある。研究者は国際的なネットワークの中で研究活動を行っており、研究者間の情報交換も作品や作家、展覧会の価値形成に貢献している。だが、現代アートの振興における研究者の役割は十分に認識されているとはいえない。諸外国、特にアメリカの大学では21世紀に入り、現代アートを専門とする研究者が採用されるようになったが、我が国の大学は、現代アートを専門とする研究者の数が少なく、博士課程などでの

専門家の育成は容易ではない。

近年、日本においては、若手起業家などを中心とした新たなアート作品の購買層・コレクターが現れてきている。コレクターは、自らの価値基準で自由に購入し、自ら楽しむというある種の特権を有するが、批評の概念やその重要性に対する知識と認識を得て、批評と作品購入とを結びつけ、自らのコレクションの質を高め、将来的に美術館に収蔵されるような優れた作品をコレクションできるようになるという選択肢は十分に持ち合わせていない。

自己のコレクションに対して、そうした選択をする機会が開かれていて然るべきと考えられるが、現状は選択するためのひとつの参照、指針となるための批評の重要性を知る機会が極めて少なく、将来歴史に残るような作品を所有する機会を逃している傾向にあると考えられることから、批評及び研究が持つ重要性を知り、その重要性を理解する機会を増やす必要がある。そこで、諸外国の批評に関する体制や批評を取り巻く構造と仕組みの調査と、グローバルに通用する若手批評家及び現代アートを専門とする研究者それぞれを育成するための海外派遣プログラム等を検討し、実行に移すと同時に、批評及び研究の不可欠性、重要性を社会的にもアピールしていく活動やプログラムが必要である。

さらに、国際的な批評の場の形成という観点から、国際的な批評家の育成につながる施策が必要である。また、現代アートを専門とする研究者の育成を図りつつ、国内外の研究者の国際的な交流の場を形成することで現代アートに関する学術的な議論を活性化することも、意義深い取り組みである。そして、美術館の学芸員の批評及び研究の中から優れたものも同様に採り上げて広く紹介すること、それらをアーカイブしていくことが考えられる。その際の留意点として、「日本語・英語表記（バイリンガル）」は必須であり、雑誌・書籍として出すことが重要である。

◀検討すべき政策課題▶

- 国際的な批評家の育成につながる施策の検討
- 現代アートを専門とする研究者の育成につながる施策の検討
- 現代アートを専門とする研究者の国際的な交流の場の形成
- 国内で生成される優れた批評及び研究が国内外でより多くの人々に読まれるための仕組みづくり

(4) アート・アーカイブの整備について

研究活動による作品の評価の基盤となる作家の関連資料のアーカイブ（アート・アーカイブ）の整備も同時に進めるべき大きな課題である。特に、作家資料は、批評活動や作家研究を促進し、作家と作品の重要性を示し、歴史的にも市場的にも評価の基盤として最も重要なものである。

アート・アーカイブは、研究を活性化して芸術資産の価値を高めることに寄与するが、短期間では成果が得られないため、長期的な視野に立って取り組む必要があるものの、既に、国内作家においても、重要な資料が海外から買い付けられ、国外に流出し始めている。この状況は、10年程前から始まっ

ており、歴史的な証左となる重要な資料が失われていっていることから、一定の年代の美術の動向においては、日本で研究を進めることが困難となる状況が生じてしまうことが危惧され、早急な対応が必要である。

その際、アーカイブの対象となるものは、今後の調査研究のために必要かつ重要な、作品を成り立たせる、あるいは、作品に関連する資料であり、アートの場合は、ドローイング、スケッチ、製作図面、書簡、日記、制作ノート、スクラップブック、草稿、業務文書、写真、印刷物、フィルム、音声、ビデオ、プレスリリース、展示写真、風景写真、展示プランといった多岐にわたる資料が含まれる。

また、狭義のアートだけでなく、マンガ、アニメーション、ゲーム等のポップカルチャーから、これまでアーカイブされてこなかったデザイン、ファッションといった幅広い分野の資料も収集していく必要があると考えられ、その場合には、上記に掲げた対象以外に、脚本、絵コンテ、特撮素材、フィギュア、マケット等も対象とする必要がある。

さらに、批評、評論の中から優れたものを選定し、重要な作品・作家資料としてアーカイブしていくことも重要である。

世界に目を向けると、アーカイブに関して、芸術作品、とりわけ現代アート作品の分析にアート・アーカイブが必要不可欠なものであるという認識が国際的に定着して久しい。芸術作品の形態や構造を分析するだけでなく、作品が制作・受容された背景を調査することで、芸術作品を歴史的・社会的な関係の中で考察する研究が現代では主流になっている。世界各国でアート・アーカイブの充実が図られており、現代アートについては、アメリカ、イギリス、ドイツ、韓国などが国立のアート・アーカイブを設置し、国を挙げて積極的に取り組んでいる。

他方、我が国はアート・アーカイブにおいて後れを取っている。日本には国立のアート・アーカイブが存在せず、美術館にとって、収集・保存の対象である「作品」や「資料」（図書館資料）に該当しないアーカイブ資料は、長らく扱いきれない対象だった。また、日本では、アーカイブよりもデジタル・アーカイブのほうが言葉として先に人口に膾炙したため、美術の分野では、美術品を高画質のデジタル情報として記録することに関心が集まってしまい、アーカイブ資料の収集・保存が喫緊の課題であることが認識され始めたのは最近のことである。

日本には国立のアート・アーカイブは存在しないものの、全国の美術館に多数のアーカイブ資料があることが近年の調査で判明している。アーカイブ資料が利用可能な美術館もあるが、権利関係の処理や担当者の確保の関係で、資料の閲覧どころか、所蔵を公開していない美術館も少なくない。日本全国の美術館にあるアーカイブ資料の公開に向けた整備を支援する必要がある。

アート・アーカイブの整備支援を進める一方で、幅広い隣接分野のアーカイブも同時並行で具体的に進めていく必要がある。メディア芸術分野に関しては、先述した国立映画アーカイブの収集範囲の拡大から始め、アーカイブすべき資料を明確化し、実際のアーカイブ化を推進していく必要がある。

また、国や公的な機関だけでなく、作家やギャラリー等民間主体が自ら関連資料のアーカイブ化が進められるよう環境を整えていくことも重要である。例えば、作家の資料をブロックチェーンと紐づけてオ

オープンソース化して公開するなど、研究者から資料へのアクセスを容易にすることが、長期的に作家の評価を高めることにつながる。

「検討すべき政策課題」

- 国立のアート・アーカイブの検討／国内美術館のアーカイブ資料の整備支援
- 隣接分野のアーカイブ情報の把握と積極的な開示
- 民間主体がアーカイブ化を推進できる環境の整備

(5) 鑑賞教育の抜本的充実について

鑑賞教育の重要性を指摘し、充実を図るべきとの声はこれまでも各方面から上がっていたところであるが、いくつかの理由により、具体的な改善が図られないまま今日に至っている。

まず、学校教育において、鑑賞教育が表現教育と関連付けられており、独立したものとして展開し辛い状況が続いてきた。日本では、小学生から中学生、高校生にかけて、図画・工作、美術の好感度は下がり続けているという現状が存在する。その理由のひとつは、学校での授業が表現教育に重点があり、実技が中心のため、実技が不得意な子供は苦手意識を持つとともに、美術を嫌いになってしまうことである。

本来、鑑賞教育は表現教育とは別の独立した内容であり、美術の見方、楽しみ方を学ぶことで、良き鑑賞者・需要者を育てるために不可欠な教育であることを明確化し、生涯にわたる鑑賞活動の基礎を築くものとして速やかに充実を図っていく必要がある。

また、鑑賞の基本である「作品（現物）」を実際に見ることができる環境が存在することが鑑賞教育の充実にあたっての前提となると考えられ、3-（1）として整理したナショナルコレクションの充実、優れた作品の常設的な展示環境の整備が同時並行で必要である。

加えて、教員養成課程において、「鑑賞」について学ぶ機会がほとんどない、との指摘がある。この現状から、鑑賞教育に苦手意識のある教員が多く、教育の現場においては鑑賞教育が展開され辛い実態があるのではないかと想像される。学習指導要領において「鑑賞」を実技と関連付けるだけでなく、独立したものとして位置付けるとともに、教員養成の過程やリカレント教育などを通じて、また、美術館における実際の作品を活用したプログラムの企画を進めるなど、鑑賞教育の抜本的な充実に向けた取り組みを進めるべきである。そのためには、国立、公立、私立にかかわらず、美術館における教育普及／ラーニング・プログラムと学校の教育現場との連携が不可欠であり、現状に見られる課題や障害を取り除くための具体的な検証が求められる。

また、生涯にわたる鑑賞教育・鑑賞学習の環境整備として、美術館の無料化は検討すべき課題である。これまでも、高校生以下無料といった対応はなされてきているが、中学生程度までは親子で行動する傾向が強く、親（大人）が無料でない実際には来館につながらないと言われている。この状況に

対して、地元企業の協力を得て、日曜日は親も含めて無料にするという対応に取り組んでいる地方美術館の例もあることから、各美術館での検討が望まれる。

なお、鑑賞教育を推進する上で、また、我が国の美術を理解する人材を育成に資する観点から、特に、国立美術館のコレクション展の完全無料開放を検討するべきではないか、との意見もあった。

あわせて、家庭で子供に鑑賞の機会を与える親世代への鑑賞教育も重要である。「アート思考」など、アート鑑賞をビジネスなどに結びつけることが盛んに議論されているが、アートが一部の人の趣味ではなく、幅広い人々にも意味を持つことを発信し、社会的な浸透を推進していくことも必要である。

「検討すべき政策課題」

- 学校教育において鑑賞教育が活発化していない理由や障壁となっている事柄の把握
- 効果的な鑑賞教育を行うことができる教員の養成に向けた取組
- これまで美術館に足を運んでいない家庭が美術館に足を運び、鑑賞機会を増やすための取組（社会連携を活用した美術館無料化の取組を含む）